

大阪市此花区役所衛生委員会要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、大阪市此花区役所衛生委員会（以下、「委員会」という）の任務、構成、運営その他必要な事項を定め、健康障害と労働災害の防止を推進することにより、職場における職員の健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(任 務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を調査審議し、必要に応じ、区長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本的な対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本的な対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係る者に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

(構 成)

第3条 委員会は、委員長及び委員10名をもって構成する。

(委員長及び委員の選任)

第4条 委員長は、総務課長とする。

- 2 委員は、衛生管理者、産業医及び衛生に関し経験を有するもののうちから、区長が指名するものとする。

ただし、その半数は、大阪市職員労働組合此花区役所支部が推薦するものとする。

(委員長の職務及び代理)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故ある時は、委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(委員長及び委員の任期)

第6条 委員長の任期は、総務課長としての在任期間とする。

- 2 委員の任期は、毎年4月1日から1年間とする。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運 営)

- 第7条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、これを開催する。
ただし、3分の1以上の委員から、委員会に付すべき事項を示して開催請求があったときは、委員会を開催しなければならない。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことが出来ない。
 - 3 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
 - 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。
 - 5 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外のものを出席させ、そのものの意見を聞くことができる。

(庶 務)

- 第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(議事録)

- 第9条 委員長は、委員会における議事の記録を作成し、これを3年間保存しなければならない。

(実施の細目)

- 第10条 この要綱の実施、その他、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から実施する。

附 則

- | | | | |
|----|----|-----------|------|
| 改正 | 平成 | 9年4月1日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 | 14年4月1日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 | 15年4月1日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 | 16年4月14日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 | 18年6月28日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 | 21年6月18日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 | 21年10月15日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 | 23年4月1日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 | 24年8月1日 | 一部改正 |
| 改正 | 令和 | 3年7月1日 | 一部改正 |
| 改正 | 令和 | 4年4月1日 | 一部改正 |